

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金
個人事業者の事業承継の取扱いについて

要件1：令和2年1月から令和2年12月までの年間事業収入（売上）の合計が、前年同期比で15%以上減少していること。

要件2（1）：令和3年5月から令和3年6月までの2か月の事業収入（売上）の合計が、前年又は前々年同期比で30%以上減少していること。

要件2（2）：令和3年5月又は6月の事業収入（売上）が、前年又は前々年同月比で30%以上減少していること。

区分	事業承継日（＝開業日） による分類	対応方法
A	令和3年5月1日までに事業承継され開業した者	【申請者＝ <u>事業承継後の事業者</u> とする】 ●要件1 「事業承継前の事業者の令和2年1月～12月の売上合計」を令和2年1月～12月の年間売上合計とみなす。 ※事業承継されたことがわかるもの（親族関係を証するもの、事業譲渡の契約書、資産の譲渡や賃貸借にかかる契約書等の写しなど）
B	令和3年5月2日～令和3年6月30日の間に事業承継され開業した者	【申請者＝ <u>事業承継後の事業者</u> とする】 ●要件1 「事業承継前の事業者の令和2年1月～12月の売上合計」を令和2年1月～12月の年間売上合計とみなす。 ●要件2（1）・（2） 事業承継前の事業者の「令和3年5月～令和3年6月の売上」を令和3年5月～令和3年6月の売上とみなす。 なお、令和3年5月～令和3年6月の売上については、事業承継前後それぞれの事業者の確定申告書類など経理帳票を合算するものとする。
C	令和3年7月以降に事業承継され開業した者	【申請者＝ <u>事業承継前の事業者</u> とする】 通常の手続きにより申請を行う。 なお、誓約書に記載の「今後も事業を継続します」については、後継者に事業承継することも含めているものとして取り扱う。